

小中学校各種大会選手派遣事業補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第121号)

改正 平成22年1月26日告示第11号 平成25年3月25日告示第53号
平成28年3月23日告示第38号 平成31年3月13日告示第28号
令和4年3月18日告示第34号 令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、富里市立各小中学校児童生徒の各種大会参加による部活動の振興を図るため、富里市立各小中学校に対し、選手派遣事業に要する経費について、予算の範囲内において、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象となる大会、経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第5条の規定により、補助金の交付を申請しようとする者は、事業を着手する前に、補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書により、当該申請者に対し通知するものとする。

(実績報告)

第5条 規則第15条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る年度の終了の日のいずれか早い期日までに補助金等実績報告書を市長に提出しなければならない。

(交付請求)

第6条 規則第18条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成22年1月26日告示第11号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日告示第38号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月13日告示第28号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月18日告示第34号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- 1 補助対象とする大会（部活動等教育の一環として実施される各種大会）
 - (1) スポーツ大会
 - ア 小学校・中学校体育連盟が主催する大会で他の都道府県で開催される関東大会以上のもの
 - イ 小学校・中学校体育連盟が主催する大会であって県内で開催される関東大会以上の大会で、おおむね片道100kmを超え、集合時間等を考慮して宿泊を必要とするもの
 - (2) 音楽大会等
文部科学省又は都道府県教育委員会が主催し、若しくは共催し、又は後援している大会であって、第1号のスポーツ大会と同等のもの
- 2 補助対象人員
補助金の対象となる人員は、大会開催要項又は基準に定める出場者並びに補欠の児童及び生徒とする。
- 3 補助金額
千葉県等からの補助金がある場合は、補助される金額を除いた額とする。ただし、対象経費及び限度額については、次のとおりとする。
 - (1) 交通費等
 - ア 大会開催地までの交通費とする。
 - イ 利用交通機関は公共交通機関等とし、これによりがたい場合は別に協議する。
 - ウ 楽器等運搬費については、ウに定める限度額の範囲において、必要と認められたときに限るものとする。
 - (2) 宿泊費
大会開催要項等に定める宿泊費とする。大会開催要項等に定められていない場合は、1泊8,000円を限度とする。
 - (3) 限度額
補助金の限度額は、補助金の対象となる人員一人当たりにつき、4万円の範囲内とする。